

投資で利益、節税の機会

損失を確定／過去分と通算

今年も節税を考える時期になった。所得税は1〜12月の暦年単位で課税される。この先1カ月前半の対応次第で、今年分の納税額が変わることもある。自分に該当しそうなケースを確認し、無理のない範囲で対策をしよう。

「投資をしている人は、年内に売却して損益を確定させるかを考えておきたい」。辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は今年の注視点として、株や投資信託などの投資損益の確認を挙げる。

今年の日経平均株価が31年ぶりの高値を付けるなど、株価は高値圏での推移が目立った。既に大きな売却益を出した人もいるだろう。投資で利益を実現した年は含み損を抱えた銘柄を売り、損失を確定させる機会でもある。

株式や投資信託などを売却して利益を出したり、配当や分配金を受け取ったりすると、通常は所得税（復興特別税を除く、以下同じ）15%がかかる。ただ、課税対象となる利益は1年間の損益を通算した結果で、損失が出れば、その分税額は減る。損失を実現させるのは痛い、節税になれば多少はカバーできるともいえる。

多くの個人投資家が利用する「源泉徴収ありの特定口座」では、税は源泉徴収（天引き）される。

今年、既に売却益を出した口座で年内に別の銘柄を売って損失を確定させれば、売却益から源泉徴収された税が戻る。

複数の証券口座で損益通算をする場合には確定申告をする。例えばA証券で100万円の利益、B証券で40万円の損失が出た場合、いずれも源泉徴収ありの特定口座で、そのままなら所得税はA証券が15万円、B証券はゼロ。確定申告をすると、差し引き60万円の利益となり所得税は9万円。払いすぎた6万円が戻る。

2018年までの年間の投資損益も確認しよう。通算の運用成績がマイナスの年があれば、節税できる可能性がある。投資で発生した損失は翌年から3年間繰り越せるからだ。

例えば18年に差し引き100万円の損失があれば、今年までの3年間、累計100万円までの利益は非課税となる。特に18年分の損失は21年が利益を通算できる最終

年。繰り越しの損失があれば、年内に含み益のある資産を売却して利益を確定させてもよい。繰越損失の分、課税額を抑えられる。

損失の繰り越しをするには確定申告が必要だ。源泉徴収ありの特定口座で取引し、過去に損失があった年以降、確定申告していなかった場合は「期限後申告」ができる。昨年損失があれば、まず期限後申告をして、今年の取引分を来年確定申告するのも手だ。

投資以外の所得税の節税で、身近なものが医療費関連だろう。まず、1年間に病気やケガで医療機関に払った治療費や医薬品代などを確認しよう。一緒に暮らす配偶者や子どもなどの分も含め10万円（所得金額が200万円未満の場合はその5%）を超えると医療費控除の対象となる。10万円を超えた金額が課税所得から引かれ、税負担が軽くなる。

既に10万円以上か、あと少しで超える、というときには「自分で時期を選べる、虫歯の治療や入れ歯作りなどを年内に済ませれば節税効果がある」（税理士の藤曲武美氏）。手元にお金がないときは

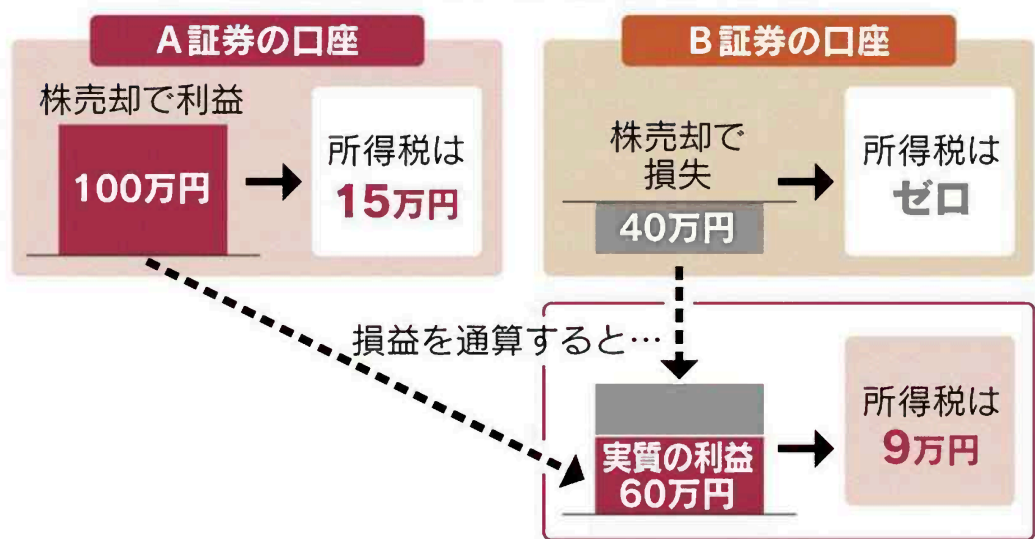
クレジットカードを使うのも一案だ。銀行口座からの引き落としは年明けでも「年内に窓口で支払い手続きをすれば今年の所得から控除できる」（岡田俊明税理士）。

医療費が10万円を大きく下回る場合でも「セルフメディケーション税制が使えられない」（ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士）。市販の「スイッチOTC医薬品」の年間購入額が1万2000円を超えれば、超えた金額（上限8万8000円）を課税所得から控除できる。

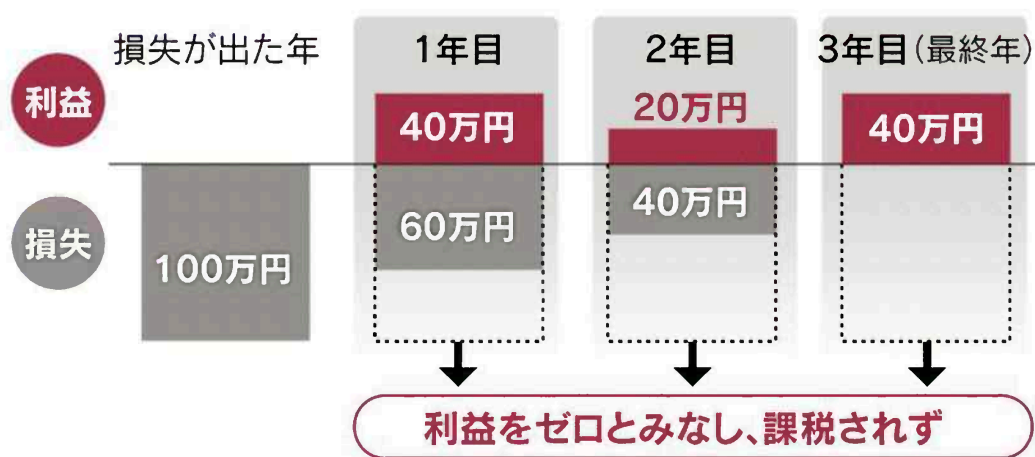
対象の医薬品はパッケージに表示があるほか、「★」を付けるなどレシートでも区別されている。購入額が1万2000円以上やそれに近い場合、確実に使う分を年内に買うのも一案だ。風邪薬や胃薬など対象は広い。ただし、制度の利用には予防接種の領収書や健康診断の結果通知表などが必要。医療費控除との併用はできない。

そのほか、ふるさと納税の利用額や16歳以上の子どものアルバイト収入も確認しておきたい。ふるさと納税は所得に応じた一定額までは、実質2000円の負担で返礼品を受け取れる。子のアルバイト収入は103万円を超えると扶養控除の対象外になる。節税目的で収入を抑えるなど無理をする必要はないが、後でがっかりする事態は避けられる。（後藤直久）

損益通算により税負担を減らす例



損失を繰り越す例



所得税関連で年内に気を付けたいポイント

投資の利益・損失	<ul style="list-style-type: none"> 売却益が出ていたら、損失の確定を考える 過去3年に損失があれば、利益確定を検討
医療費	病院の窓口で払った金額や薬代が10万円近くかそれ以上なら、治療などの前倒しを検討
市販の薬代	セルフメディケーション税制対象薬の購入額が1万2000円近くかそれ以上なら、前倒し購入も
住宅購入	注文住宅は9月末、分譲・中古は11月末までに契約すれば、今年分から住宅ローン控除（13年間）の対象
ふるさと納税	自己負担額が実質2000円となる「上限」まで余裕があれば、利用を考える

（注）医療費、薬代の金額は今年1月からの分